SOFTIC シンポジウム 2000 質問書
オーストラリアにおける著作権

Benny Browne
Griffith Hack

Ⅰ．著作権一般

1. 著作権法による著作者の権利のリスト

著作物、演劇または音楽の著作物：

- 著作物を有形形式で複製すること
- 著作物を発行すること
- 著作物を公に実演すること
- 著作物を放送すること
- 著作物を有線放送サービスの加入者に送信させること
- 著作物を翻案すること
- 当該著作物の翻案である著作物に関して上記の行為のいずれかを行うこと

美術の著作物：

- 著作物を有形形式で複製すること
- 著作物を発行すること
- 著作物をテレビ放送に含めること
- 著作物を含むテレビ番組を有線放送サービス加入者に送信させること

コンピューター・プログラム：

- 著作物の著作者の権利に加え、商業目的のレンタル契約を締結すること

著作物（コンピューター・プログラム以外）、音楽または演劇の著作物：

- 音声録音によって複製された著作物に関して商業目的のレンタル契約を締結すること

発行された刊行物：

- 写真処理を含む手段によって、その刊行物のコピーを作ること

テレビ放送および音声放送：

- 視覚映像からなるテレビ放送の場合、その放送の映画フィルムまたはそのようなフィルムのコピーを作ること

- 音声放送または音声からなるテレビ放送の場合、その放送の音声録音物またはそのような音声録音物のコピーを作ること
- 再放送すること

映画フィルム：

- そのフィルムのコピーを作ること
- そのフィルムが公に見せ、公に聴取されるようにすること
- そのフィルムを放送すること
- そのフィルムを有線放送サービス加入者に送信させること

音声録音物：

- その音声録音物のコピーを作ること
- その録音物が公に聴取させること
- その録音物を放送すること
- 商業目的のレンタル契約を締結すること

著作物、演劇、美術または音楽の著作物の著作者人格権：

- 著作物の著作者名の虚偽表示をしないこと
- 改変された著作物の著作者名の虚偽表示をしないこと
- 美術の著作物の複製物の著作者名の虚偽表示をしないこと

2. 貴国の著作権法はいつ制定されたか。

*1968 年著作権法*は 1968 年に制定された。それ以後何度も改正されている。

3. 著作権関連の条約に加盟しているか。

- 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- 万国著作権条約
- 許諾を得ないレコードの複製からのレコード制作者の保護に関する条約
- 実演家、レコード制作者及び放送事業者の保護に関する国際条約（ローマ条約）
- 衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約
- 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に付属する知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- シンガポールとの双務協定
- インドネシアとの双務協定

4. 一般的フェア・ユースに関する規定があるか。もしあればその条文。また、それはいずれかの外国の法律にならったものか。

No

5. 特定の法律に、フェア・ユースに関する個別の規定（著作権に制限を加える）があるか。

Yes

著作物のフェア・ディーリングとなる一定の行為はその著作物の著作権を侵害することにはならない。一般的な定義によれば、フェア・ディーリングとなる行為は下記のとおりである。

- 調査または研究の目的のためのフェア・ディーリング
- 批評または解説の目的のためのフェア・ディーリング
- ニュース報道の目的のためのフェア・ディーリング
- 訴訟手続または職業的アドバイスの目的のためのフェア・ディーリング

著作権対象物のその他の「使用」は下記の規定によって許容されている。

- 図書館および公的記録保管所による一定の使用
- 教育およびこれに関連した目的のためコピーすること
- たとえば公共の場所に置かれた彫刻を写真撮影する等の美術著作物についての一定の使用
- コンピューター・プログラムのバックアップ・コピー
- 録音物の輸入
- 付属品の輸入
- 書籍の輸入
- 一定の施設における実演
- 放送のための著作物の複製
- 国有著作権
- 放送の受信

6. 法人著作に関する規定。

*1968 年著作権法*第 35 条 (2) 項は著作物の著作者が最初の保有者であると規定している。ただし、この一般規定は雇用関係の下で作成された著作権に関する規定の制限を受ける。第 35 条 (6) 項の下では、著作物が雇用条件に従って作成された場合には雇用者がその著作物の著作権の保有者になる。ジャーナリストの著作物については特別規定がある。第 35 条 (6) 項もこれに反する合意がある場合には適用されない。

著作者が被用者ではなく独立した請負人である場合、一般的には著作者が著作権の保有者となる（これに反する合意がある場合にはそれに従う）。写真撮影に関しては特別規定がある。

7. 著作者人格権はどうなっているか。それはソフトウェアだけでなくどの程度改変したら権利侵害となるか。

著作物、演劇、美術または音楽の著作物の著作者人格権：

- 著作物の著作者名の虚偽表示をしないこと
- 改変された著作物の著作者名の虚偽表示をしないこと
- 美術の著作物の複製物の著作者名の虚偽表示をしないこと

*1968 年著作権法*を改正し、認められている著作者人格権を拡張する法案が現在議会に提出されている。議会を通過した場合には、著作権法は下記の著作者人格権を認めることになる。

- 著作者名を表示する権利（すなわち、著作者が著作物の著作者として認識される権利）
- 著作者名の虚偽表示をさせない権利
- 著作物の著作者の同一性保持の権利（すなわち、著作物の著作者の名誉または声望を傷つけないようにする権利）

この法律はすべての著作物の著作者およびフィルムの著作者について適用される。著作者が死亡するまで存続する著作物の同一性保持権を除いては、これらの権利は著作物に含まれる著作権が消滅するまでは存続する。

著作者は、著作者人格権侵害になる行為または不作為に対して書面によって同意を与えることが認められることになるだろう。

著作権の対象となる著作物を改変することは現行法の下では著作者人格権の侵害にはならない。しかし、改変された著作物が改変されていない著作者の著作物であるとして、事実に反することを知りながら公表、販売または貸与された場合には著作者は訴訟を起こす権利を持っている。

8. 著作権法に基づく登録制度があるか。

ない。

Ⅱ．個別の問題

A. コンピューター・プログラムに関連する質問

1. 貴国ではコンピューター・プログラムが著作権の対象となる著作物として保護されているか。

   保護されている。

2. コンピューター・プログラムに関する特別規定はあるか。

   2001 年 3 月から施行される 1968 年著作権法の改正法ではコンピューター・プログラムは「一定の結果をもたらすため直接または間接にコンピューターで使用される一連のステートメントまたは命令」と定義されている。

   *1968 年著作権法*の現行の規定では、コンピューター・プログラムは著作物として取り扱われている。コンピューター・プログラムは「直接、あるいは

   (a) 他の言語、コードまたは表記への変換
   (b) 異なる有形形式による複製

   のいずれか、または両方によってデジタル情報処理能力を持つ装置に特定の機能を果たさせることを意図した、言語、コードまたは表記の如何を問わない、一連の命令（関連する情報と一緒であるか否かを問わない）の表現」と定義されている。

   コンピューター・プログラムに関して現在施行されている特別規定の一部は下記のとおりである。

   - 第 47B 条 (1)、(2) 項

   プログラムに付随するライセンスの条件に従って通常の使用のためプログラムを実行する過程でコピーすること

   - 第 47B 条 (3) 項

   プログラムを実行する過程でプログラムの思想および機能を研究するためにコピーすること

   - 第 47C 条

   バックアップの目的でコピーを作成すること

   - 第 47D 条 (1) 項

   コピーの対象となるプログラムと相互運用可能な新しいプログラムを作成する目的で、そのプログラムの相互運用性実現のためにコピーすること

- 第 47E 条 (1) 項

そのプログラムのエラーを修正するためコピーすること

- 第 47F 条 (1) 項

セキュリティのテスト及びそのプログラムまたはネットワークのセキュリティ上の欠陥を是正するためにコピーすること

3. 貴国ではプログラム言語は保護されているか。

保護されていない。*Powerflex Services Pty Ltd 対 Data Access Corporation* [1999] オーストラリア高等裁判所 HCA49（1999 年 9 月 30 日）参照。

4. 貴国ではインターフェース・プロトコルは保護されているか。

保護されていない。

5. 貴国ではアルゴリズムは保護されているか。

著作権による保護を受けることができる。

6. RAM へのローディングはコピー行為と見なされるか。

最近の *Microsoft Corporation 対 Business Boost Pty Ltd* 事件 [1999] FCA 1384 の判決では、一時的な保存のためにコンピューター・プログラムをロードして実行すること及び RAM 中で実行することが有形形式の複製であるか否かについては結論が出ておらず、重要な問題であることが認められている。

7. 貴国ではバックアップ目的によるコピーは合法とされているか。

合法である。第 47C 条にコンピューター・プログラムのオリジナル・コピーのバックアップ・コピーを作ることは、以下の目的のためであれば許容されると規定されている。

- 複製物を作業用のコピーとして使用し、オリジナル・コピーを保存すること
- オリジナル・コピーが破壊され、あるいは使用不可能になった場合に使用するために複製物を保存すること
- オリジナル・コピーまたは他の複製物を紛失し、破壊され、あるいは使用不可能になった場合にこれらと交換すること
- セキュリティの目的のため

バックアップ・コピーは許諾されたコピーからのみ作成することが許される。

8. リバース・エンジニアリングの過程における中間的複製物に関する貴国の意見は？

上記の質問 2 で述べたとおり、第 47B 条 (3) 項はプログラムの思想および機能を研究するためプログラムのコピーを作成することを許容している。リバース・エンジニアリングされたプログラムの著作者が侵害と主張されたコピーの作成が、コピーされたプログラムのソース・コードにアクセスしていなければ著作権の侵害とはならない。*Coogi Australia Pty Ltd 対 Hysport International Pty Ltd 他* [1998] FCA 1059（1998 年 8 月 21 日）参照。

9. ビデオ・ゲームはコンピューター・プログラム著作物として保護されているか。あるいは音声映像著作物として保護されているか。あるいはその両方か。

ビデオ・ゲームは著作物（コンピューター・プログラム）として、また映画フィルムとして保護されると思われる。音楽はいかなるものも音楽著作物として保護されると思われる。

10.ユーザー・インターフェースはコンピューター・プログラムとは別個に保護されているか。

著作権対象物を含んでいる場合にはその著作物に関しては著作権法によって保護されている。しかし、ファンクショナリティーは著作権法によっては保護されていない。ただし、特許権の一部として特許法で保護されるだろう。

11. ユーザー・インターフェースの特許権による保護と著作権による保護の関係はどうか。

特許権を付与されるためには、コンピューター・プログラムまたはソフトウェアはコンピューターを使用するにあたって商業上有益な効果を生み出すものであることが必要である。インターフェースの使用はこのカテゴリーに該当する。しかし、これは思想の表現とではなくファンクショナリティーのため、著作権対象物にはならないと思われる。

12. コンピューター・プログラムの侵害に関する判例はあるか。もしあれば、それを概説して欲しい。

もっとも重要な事件としては下記のようなものがある。

Autodesk Inc 対 Dyason (1993)

Admar Computers Pty Ltd 対 Ezy Systems Pty Ltd (1997) 38 IPR 659

裁判所は 2 つのコンピューター・プログラムが同一の機能を果たすという事実がこれらのプログラムの命令の間に類似性があることを意味するものではないと見ている。裁判所は各々のコンピューター・プログラムの疑似コード分析を証拠とすることを認めておらず、著作権侵害であるとの認定はなされていない。

Coogi Australia Pty Ltd 対 Hysport International Pty Ltd (1998) 41 IPR 593

この事件では機械で編まれた布地およびその布地の製造に使用されたコンピューター・プログラムにおける著作権が調査されている。Hysport International Pty Ltd が使用したコンピューター・プログラムが Coogi Australia Pty Ltd のコンピューター・プログラムを応用したものではないと認定されている。リバース・エンジニアリングによる機能の複製はプログラムの間に客観的類似性があることを意味するものではなかった。

Data Access Corp 対 Powerflex Services Pty Ltd (1999) 45 IPR 535

Dataflex コンピューター・プログラムはカスタマイズされたデータベース・アプリケーションとデータベースの創出を可能にしている。Powerflex のプログラムは Dataflex プログラムと互換性を持つように設計されていた。Powerflex は異なったソース・コードを使用していたが、コマンド、ファイル構造およびファンクション・キーは同一のものを使用していた。争点の 1 つは Dataflex プログラムで使用されている言語またはコマンドがコンピューター・プログラムを意味するか否か、すなわち、コンピューターに特定の機能を果たさせることを意図した一連の命令を形成しているか否かという点であった。高等裁判所は Detaflex プログラム中の言語またはコマンドのいずれもが*著作権法*でいうコンピューター・プログラムではないと判示している。

裁判所は Detaflex プログラムで使用されているのと同一の Huffmann 圧縮表を Powerflex プログラムに含むことは侵害であると認定している。

B. データベースに関連する質問

1. 貴国ではデータベースはどのように取り扱われているか。

データベースは編集著作物であり、従って著作物として取り扱われている。著作権が成立するためには十分な創作性（すなわち、その著作物は著作者の独立の創作によるものであることを要し、他の出典のコピーであってはならない）を持っていることが必要である。

2. EC データベース指令に関する貴国の意見は？　それに対する具体的な対応は行われているか。

直接の対応は行われていないが、政府は EC 指令と同様の効果を持つことになる 2000 年プライバシー修正法案を議会へ提出している。この法律は 2001 年 7 月 1 日または国王の承認の日から 12 カ月後のいずれか遅い方によって発効する。

3. データベースを保護する法的根拠は何か。創作性か投資か。

データベースに対する著作権による保護の法的根拠は創作性である。創作性はそのデータベースを製作するために投入された労苦、技能、労力および分析から発生するものである。

C. ネットワークに関連する質問

1. 著作権のある著作物をネットワーク上でアクセスできるようにすることは侵害とみなされるか。もしそうであれば、どの権利が侵害されたことになるのか。

著作権の成立している著作物を著作者の許可なくネットワーク上でアクセスできるようにすることは侵害になる。複製権が侵害されることになると思われる。

2. 他人が著作権のある著作物をネットワーク上でアクセスできるようにした場合、オペレーター（たとえば、BBS）はそれについて責任を負うことになるか。

ネットワークのオペレーターは著作権対象物に対するそのネットワーク上での侵害についてはオペレーターがその通信のコンテントを決定した場合にのみ責任を負うことになる。ただし、オペレーターは侵害を許容した場合にも責任を負うことになり得る。

3. BBS または設備の提供者は間接的な侵害（寄与侵害）について責任を負うことになるか。

著作権対象物の通信に物理的便益を提供した者は *1968 年著作権法*のデジタル・アジェンダによる改正の下では侵害の許容の責任は負わない。この改正は裁判所が責任について判断する場合に考慮すべき要件のリストを示している。これらの要件は侵害を防止する権限、侵害者と便益提供者との関係、侵害を防止するため理に適った対策が取られたか否かを含んでいる。

3. その他

A. インターネットに関する質問

1. インターネット・ユーザーの数

1998 年、オーストラリア統計局によるオーストラリアの世帯調査では、152 万 4 千世帯がインターネットへの接続を保有していた。

中小企業の業務電話番号簿である Yellow Page が 1999 年に行った調査では、中小企業の89%がインターネットに接続されていた。

2. インターネット・サービス・プロバイダーの数

2000 年 1 月現在で 806 のサービス・プロバイダーが電気通信事業オンブズマンに登録している。

B. 電子商取引に関する質問

1. 電子商取引の市場規模

市場の規模を示す信頼できる数字はないが、現在のところ、市場は目立つほどのものではないものの指数的に成長しつつある。

C. その他

1. 貴国ではシュリンクラップ・ライセンスは有効か。

有効である。もちろん、契約法によって要求されている契約が有効になるための要件を満たしていることが必要である。

2. 著作権のある著作物の保護期間を延長することについての貴方の意見は？

非現実的である。

3. コンピューター・プログラム、データベースおよびマルチメディア著作物を保護するために著作権法以外の法律を検討しているか。

オーストラリアではデジタル・アジェンダ法案および電子商取引助成法案が提出されている。

4. コピー用ツールを販売することは侵害になるか。

著作権対象物を含んでいるか、特許権の目的物を含んでいる場合には侵害になる。

5. コピー保護手段を無効にすることは侵害になるか。

*1968 年著作権法*のデジタル・アジェンダによる改正（2001 年 3 月から施行）の下では著作権保護手段を無効にする装置またはサービスを作ること、輸入または商業的に取扱うことに対しては民事罰および刑事罰が課される。

6. 善意の者が実際には著作権所有者でない者から著作権の譲渡またはライセンスを受けた場合、このような者は何らかの形で保護されるか。

*1968 年著作権法*の第 196 条により、譲受人がそれ以前のライセンスの存在を知っていたか否かに関わりなく、著作権の譲渡はそれ以前に許可されたライセンスの制約を受ける。

譲受人またはライセンシーは保証義務または平穏保有に対する違反として何らかの訴訟を提起することが必要になると思われる。

7. 著作物が機械によって自動的生成される場合（たとえば、機械翻訳等）、その著作物について何らかの権利が付与されるか。付与される場合には誰がその権利を取得するか。

*1968 年著作権法*は機械で作成された著作物については具体的には規定していない。しかし、第一原理に従えば、著作権は存在すると思われる。

著作権が成立するためには多数の関連付け要件の 1 つが満たされていることが必要である。関連付け要件の 1 つは著作者が資格のある者（すなわち、オーストラリア国民、オーストラリア居住者または被保護者）であることである。さらに、著作物に含まれる著作権はまず著作者によって保有される（第 35 条）。機械で作成された著作物の場合、著作者は機械によるその著作物の制作を管理した者、たとえば機械のオペレーターまたは機械を制御するプログラムを制作した者になるだろう。共同所有も 1 つの争点になるだろう。

8. 営業秘密としての保護を受けるための要件は何か。

下記の要件が満たされることを前提条件として、秘密情報法が営業秘密を保護している。

- 秘密情報が存在すること、すなわち秘密であることを必要とし何らかの価値（商業的または個人的）を持つ情報であることが必要である。
- 秘密保持義務があること。
- その情報の無権限の使用が存在すること。

9. ソフトウェア関連発明は特許権によって保護されているか。

保護されている。

10. ソフトウェア関連発明について審査のガイドラインがあるか。

審査官は *CCOM 対 Jiejing*、28 IPR 481、(1994) AIPC 91-079 事件に対する連邦裁判所大法廷の判決で示された基準に従うよう指示されており、その基準とはそのコンピューター・ソフトウェアが「経済上の活動領域における効用を伴った事象の人為的に創出された状態である最終結果を得るための方式または手法」であるか否かである。このように、媒体中に保存されるか、またはそれ自体についてクレームされたコンピューター・プログラムはプログラムがコンピューター上で実行された場合にそのプログラムがもたらす技術的または人為的な結果をクレームが定義している場合には特許権を付与される。

11. ビジネス方法特許の例はあるか。もしあればその概説。

明白なビジネス方法に関して特許権が付与されてきているが、通常はクレームにそのビジネス方法の基礎となる何らかの技術的効果が含まれているものである。1 つの例がオーストラリア特許第 679898 号で、多数の見込客に対してデータベースにある不動産の詳細情報を提供することによって不動産購入の見込客を不動産仲介業者に紹介する方法に関するものである。リスティング・サービス・プロバイダーは一定の不動産に関心を示した見込客から見込客を特定する詳細情報を取得する。データベースにアクセスする見込客は各々の不動産に関して仲介業者に接触することを可能にする情報をそのデータベースから入手することはできない。

もっと興味深いのはオーストラリア特許第 686542 号で、「英語を話さない参加者のグループに対して夜の野生生活の観光体験を提供するシステム」について特許権が付与されている。この特許の目的物は海外からの観光客にオーストラリアの動物の夜の生態を見せる方法である。この特許の付属クレームの 1 つはそのシステムを「参加者を楽しませるため伝統的なアボリジニの舞踊の提供をさらに含んでいる」と定義していた。この特許は後に無効とされた。

12. 貴国では並行輸入は法的に認められているか。

*1968 年著作権法*の最近の改正によって一定の状況の下では並行輸入は許容されている。

*1968 年著作権法*の第 44D 条は音声録音物の非抵触コピーの輸入を許容している。

*1968 年著作権法*の第 44C 条は物品の非抵触付属品の輸入を許容している。「付属品」はラベル、包装、文書による取扱説明書、保証書等を含み、ラベルまたは包装でオリンピックのマークを付されたもの、あるいはコンピューター・ソフトウェアと一緒に販売されるマニュアルを除外するよう定義されている。

*1968 年著作権法*の第 44A 条は特定の状況下での書籍の輸入を許容している。書籍の輸入はその書籍が最初にオーストラリアで出版されたか否か、海外での出版から 30 日以内であるか否かによって許容されるか否かが決まる。

2000 年半ばに政府は *1968 年著作権法*が書籍、定期刊行物、ビデオ・ゲーム、コンピューター・ソフトウェアおよび音楽関係印刷物の並行輸入を許容するようさらに改正されるとの声明を発表している。

それ以外では、著作権対象物の並行輸入は許容されていない。

13. 著作権法と独占禁止法の関係について何らかの規定があるか。もしあれば、その規定。

*1974 年商行為法*の第 51 条 (3) 項では、特に下記のように規定されている。

第 46 条、第 46A 条または第 48 条を除き、

(a) (v) 著作権が存在する著作物またはその他の対象物

に関する条件である限りは

(i) 所有権者、ライセンシーまたは著作権者によって与えられたライセンス、または

(ii) 著作権の譲渡

の条件を課したこと、またはこれを実行したこと

を理由として本節の規定に対する違反が行われたとされることはない。

*1974 年商行為法*のこの節では競争を実質的に減少させ、価格を固定し、あるいは商品またはサービスを束縛する効果を持つ一定の行為が禁止されている。

第 46 条および第 46A 条は競業者に損害を与え、あるいは競業者が市場に参入または市場で競争することを妨げるために市場での力を乱用することを禁止している。第 48 条は最低価格を固定することを禁止している。このような行為は第 51 条 (3) 項を援用して禁止を免れることはできない。

第 51 条 (3) 項には下記のものを含む多数の制約が存在する。

- 現存する著作権についてのみ適用され、将来の著作権には適用されない
- 著作権の存在する著作物またはその他の対象物に関連する条件の範囲内でのみ適用される
- 「関連する」の解釈には不確実性がある

本条については知的所有権および競争審議委員会（Edgas 委員会として知られている）による審議が行われている。この委員会は本年末頃最終報告書を発行する予定である。

14. 侵害を追求する法的手続について。

通常は要求書をまず侵害者に送付することとされている。ただし、*1968 年著作権法*の第 202 条は訴訟手続をとるとの警告を根拠なく行うことを禁止している点に注意することが必要である。

侵害者に対して民事訴訟手続をとる場合には、差止命令（仮差止命令および本案的差止命令）、損害賠償または利益の償還、送達費用および訴訟費用を含む救済を請求して訴状および請求原因陳述書を裁判管轄権を持った裁判所（通常は連邦裁判所）に提出する。

*1968 年著作権法*は侵害となるコピーの商業的な取扱い、公共の場での実演およびコンピューター・プログラムの侵害となるコピーの販売を宣伝することに関する刑事犯罪を規定している。このような手続は連邦警察によって行われる。刑罰は初犯であるか否か、法人によるものか個人によるものか、および実行された特定の犯罪に応じて 500 ドルから 50,000 ドルの罰金が課される。

15. 懲罰的損害賠償制度があるか。

ある。*1968 年著作権法*の第 115 条は悪質な侵害が行われた場合には追加の損害賠償判決を下す権限を裁判所に与えている。